

国立研究開発法人科学技術振興機構データ利用規約同意書

2015年4月2日

国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

利用申請者(乙)

【代表者】	
(所属・職名)	機械翻訳株式会社 機械翻訳部 部長
(氏名ふりがな)	きかいほんやく やつたろう
(氏名)	機械翻訳 奴太郎
	印
(連絡先所在地)	〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3
(連絡先電話番号)	03 - 5214 - 8439
(連絡先 e-mail)	kikaihonyaku@kikaihonyaku.co.jp
【貸与データ】 アジア学術論文抜粋コーパス (ASPEC) 1. 日英論文抄録コーパス (ASPEC-JE) 2. 日中論文抜粋コーパス (ASPEC-JC)	
【利用目的】 商用利用は禁止です。 ・機械翻訳などの自然言語処理の研究	
【利用者(代表者を除く)】	
(所属・職名)	(氏名)
人力翻訳部 部長	人力出 奴太郎
機械翻訳部 係長	機械出 良子
【利用場所】	(管理者氏名)
人力翻訳部 (埼玉県川口市本町 4-1-8)	人力出 奴太郎
機械翻訳部 (東京都千代田区四番町 5-3)	機械翻訳 奴太郎

代表者(機械翻訳 奴太郎)及び全ての利用者(以下「乙」と総称する。なお、代表者のことを「代表者」という)は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という)から、データの貸与を受け、これを利用するにあたり、以下の利用規約に同意しデータの貸与等の申込をする。本利用規約は、甲と乙との契約(以下「本契約」という)を構成する。

コメント [1]: 記入ください

## 利用規約

### (対象データ)

- 第1条 甲は、甲が正当な権原を有する情報資産のうち、表紙に記載する貸与データ（以下「本データ」という）を、本利用規約に従い乙に無償で貸与し、又、利用することを無償で許諾する。
- 乙は、本データが甲と国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という）との契約に基づいて NICT から甲に利用が許諾されている情報資産を含むことを認識する。
  - 本データの受け渡し日時、方法は、甲が決定し、乙はこれに従うものとする。

### (本データの利用範囲)

- 第2条 乙は、本データを表紙に記載された目的のためのみに利用し、商用など当該目的以外の用途には一切利用してはならない。
- 本データを利用できる者は、表紙の乙欄に記載の者に限られる。乙は、利用者の追加又は変更を希望する場合（代表者を変更する場合を含む。）、甲に対して事前にその旨通知をし、甲の同意を得るものとする。又、乙は、代表者の連絡先に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。
  - 乙は、本データの全体又は一部（他言語へ翻訳された文に含まれてしまう場合を除く）を別の第三者に利用を再許諾してはならない。

### (本データの管理)

- 第3条 乙は、本データを秘密情報として、第三者への漏洩が発生しないよう厳重に保管するとともに、万一漏洩が発生した場合に備え、予め本データに暗号化処理等の必要な処置を講ずるものとする。
- 乙は、甲が求めた場合は、本データの保管又は利用の状況について、遅滞なく報告を行うものとする。又、甲が本データの保管又は利用の状況について実地での監査を求めた場合は、これに応ずるものとする。

### (データの利用許諾期間)

- 第4条 本データの利用許諾期間は、本契約締結の日から当該年度末までとする。ただし、利用許諾期間満了1ヶ月前までに、乙から代表者を通じて期間の延長について申し出があり、甲がこれを承諾した場合は、1年間を限度として延長できるものとし、以後も同様とする。
- 前項に定める場合のほか、甲は、1ヶ月前に乙に通知することにより、いつでも利用許諾期間を満了させることができる。

(利用許諾期間満了後の措置)

第5条 乙は、本データの利用許諾期間が満了した場合、速やかに全ての本データを返却又は復元不可能な状態で破棄若しくは消去するとともに、代表者名による破棄・消去報告書を甲に提出しなければならない。

(成果物の取扱い)

第6条 乙が本データを利用して行った研究開発により、乙が新たに得たアイディア、アルゴリズム、その他の知見ならびに当該知見に基づくソフトウェア及び論文その他の成果物(以下これらを合わせて「乙の成果物」という)の知的財産権は乙に帰属するものとする。

但し、乙の成果物に本データが含まれている場合、当該データ部分の知的財産権は、原則として原権利者に属する。

2. 乙の成果物に本データが含まれている場合、当該データ部分の使用許諾及びその条件については甲乙並びに本データの原権利者間で協議する。
3. 前項の規定にかかわらず、乙は乙の成果物を研究目的(論文、学術会議等で公表する場合を含む)で利用することができ、その利用に際して、乙は、乙の成果物を作成するために利用した本データの出典を明記しなければならない。
4. 乙は、翻訳誤りなど、本データの価値の向上につながるデータ・知見については、本データの充実のために無償で甲に提供し、本データの利用者間で共有することに同意する。
5. 乙から提出されたデータに基づき甲が行った分析結果、本データの改良などに関して生じた知的財産権は、甲に帰属する。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して、相手方から「機密」である旨明示し開示された情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき甲乙の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

(契約違反等)

第8条 乙が本契約に違反し甲又は第三者に損害を与えた場合、乙は当該損害の賠償義務を負うものとする。

(免責)

第9条 乙は、自らの責任において本データを利用するものとする。万一、本データの利用に起因又は関連して乙に何らかの不利益や損害が生じたとしても、甲は一切その責任を負わない。

(存続条項)

第10条 本契約は、本データの利用許諾期間の満了により終了する。ただし、第5条乃至第12条については、本契約の終了後もなお有効に存続するものとする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題の解決に努めるものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本利用規約同意の証として、代表者は全ての乙の有効な代理人として表紙に記名押印の上、甲に送付する。